平成２６年（フ）第１１号
秋田県鹿角市尾去沢字沼田１番地２、前住所岩手県北上市上江釣子15地割62番地３　シティハイツ北上Ｂ－２号
債務者　渡部　美幸（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第１５５号
福島県郡山市横塚１丁目17番１号　吉田コーポ101号
債務者　橋本あゆみ（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
石川県白山市村井東１丁目６番地１　村井団地県営住宅１号棟５号室
債務者　武村　春一
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第９８号
金沢市弓取町180番地
債務者　南　　光彦
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２２号
石川県加賀市山中温泉上原町２丁目123番地２
債務者　墨屋佐夜子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第２７号
石川県能美市大浜町ケ１番地４
債務者　北森　久子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第２８号
石川県小松市北浅井町舟津12番地　ハイパレス203号、従前の住所石川県小松市瀬領町カ３番地１
債務者　北山　弥弓
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第２３号
長野県飯田市山本3830番地２
債務者　唐澤　和年
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第１１２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目５番20号、住民票上の住所神戸市東灘区青木２丁目２番１－220号
債務者　山岡　洋文
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９号
鳥取県米子市新開５丁目４番28号
債務者　中澤　綾香（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１０４号
北九州市小倉北区片野３丁目４番１－903号
債務者　井手　　恵
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２１号
佐賀県唐津市八幡町758番地154
債務者　南里　一清
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第２３号
佐賀県唐津市和多田西山３番39号
債務者　眞﨑みづえ（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第１６号
大分県中津市大字蛎瀬701番地２　宮本荘７号
債務者　田辺沙岐子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第１０１号
宮崎市清武町木原442番地11　がんばる村１棟106号、前住所宮崎市大塚町馬場崎3557番地３　めぐみコーポ201号
債務者　小川千恵子（旧姓毛利）
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０３号
宮崎市谷川２丁目12番25号　ビータスⅡ番館602号
債務者　加藤　愛梨
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
宮崎地方裁判所破産係